

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南アルプス市 高尾 地内	地区名	大和川(おおわがわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			
<p>本計画箇所は、南アルプス市高尾地区に流入する一級河川滝沢川支流大和川に位置している。近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>				<p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p>			
				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)			
②整備目標・効果				③経済妥当性			
□主要目標				<p>費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 3.49 > 1.0</p> <p>・便益(B) = 787 百万円 ・費用(C) = 225 百万円</p>			
<p>○土石流被害の防止 保全対象 人家 50戸 県道200m 市道 250m 林道100m 土砂整備率 (現況) 54% < 70% ※ 災害実績 有(H29年10月22日台風21号) ※ 重要公共施設 有(第2次緊急輸送道路 県道韮崎南アルプス中央線) ※</p>				④事業実施・規模の妥当性			
				<p>・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない</p>			
□副次目標				⑤整備手法の有効性			
<p>(※ 評価基準値)</p>				<p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p>			
				⑥環境負荷への配慮			
□副次効果				⑦事業計画の熟度			
<p>○飲雑用水の安定供給(大和川取水施設) ○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道韮崎南アルプス中央線)</p>				<p>・地元南アルプス市より強い要望あり</p>			
				<p><妥当性評価></p> <p>・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断</p>			
(2)整備内容と整備量				(4)事業間優先度評価			
①整備内容				<p>・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I</p>			
②整備期間				(5)総合評価			
③総事業費				<p>○</p>			
④全体計画				<p>・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施</p>			
⑤既整備内容・期間・事業費				<p>【事業位置図等】</p>			
<p>昭和52年～昭和55年 谷止工3基 95百万円 昭和61年 谷止工1基 25百万円 平成6年～平成13年 谷止工6基 250百万円 平成19年～平成22年 谷止工6基 210百万円 平成22年～平成23年 谷止工4基 109百万円</p>							